

やまぐち三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、やまぐち三世代同居・近居住宅支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、山口県内において新たに三世代での同居又は近居（以下「三世代同居・近居」という。）を始めるため、住宅の新築、購入、増改築又は改修（以下「新築等」という。）を行う者に対して助成を行うことにより、世代間の支え合いによる子育てしやすい環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 三世代 親子（子のうちのひとは、この補助金の交付を受けようとする年度の初日において満12歳未満である者とし、子を妊娠中の場合も含む。）及び子の祖父母（祖父又は祖母どちらか一方の場合も含む。）をいう。
- 二 同居 親子と子の祖父母とが同一の住宅又は同一の若しくは相互に隣接する敷地内にある二棟以上の住宅に居住することをいう。
- 三 近居 親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅が同一小学校区内にあること又はその間の直線距離が2キロメートル以内にあることをいう。ただし、同一の又は相互に隣接する敷地内にある場合を除く。
- 四 増改築 既存の住宅の床面積を増やす工事又は間取りを変更する工事を行うことをいう。
- 五 改修 既存の住宅のエネルギー使用の合理化、バリアフリー化若しくは防犯性能の向上に資する工事又は台所、浴室、洗面所若しくは便所の設備の修繕、取替え等に関する工事を行うことをいう。
- 六 中古住宅 人の居住の用に供したことのある住宅又は建設工事の完了の日から起算して一年を経過した住宅をいう。

(補助事業者)

第4条 この補助金の対象者は、山口県内において新たに三世代同居・近居を始める（既に山口県内において三世代同居・近居をしている場合を除く。）ために、次の各号のいずれかに該当する住宅の新築等を行い、補助金の交付を受けようとする年度の末日までに、当該住宅において三世代同居・近居を始める者（以下「補助事業者」という。）とする。ただし、三世代同居・近居を始める世帯員のうち補助事業者に該当する者が二人以上あるときは、そのうちの一人に限る

ものとする。

- 一 三世代での同居を始めるために行う、山口県内にある親子又は子の祖父母が現に居住する住宅の増改築又は改修
 - 二 三世代同居・近居を始めるために行う、山口県内にある中古住宅の購入
 - 三 三世代同居・近居を始めるために山口県外に居住する者が行う、山口県内での住宅の新築又は山口県内にある住宅（中古住宅を除く。）の購入
- 2 前項各号に規定する住宅の新築等は、次の各号のすべてに該当するものとする。
- 一 住宅の所有者は、三世代同居・近居を行う世帯員であること。
 - 二 住宅の床面積は、75平方メートル以上であること。
 - 三 三世代同居・近居を始める世帯員のいずれもが、これまでにこの補助金の交付を受けていないこと。
 - 四 補助金の交付を受けようとする年度の初日（ただし、平成28年度にあつては6月1日）以降に新築等に係る契約が締結されたものであること。
 - 五 新築等に要した費用の合計額（次のイからハまでに掲げる額を除く。）が、3,000,000円以上であること。
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ロ 国又は県が行う、他の補助金又は給付金等を活用した工事の部分に係る経費
 - ハ 併用住宅における住宅部分以外に係る経費
 - 六 新築、増改築及び改修は、山口県内に本店又は支店を有する事業者が施工するものであること。
 - 七 昭和56年6月1日以降に着工された住宅又は同年5月31日以前に着工された住宅で次のイ若しくはロに該当するものであること。
 - イ 耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する耐震診断で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）に沿って行うものをいう。）の結果、倒壊の危険性がないと判断されたもの
 - ロ 補助金の交付申請時に耐震改修（法第2条第2項に規定する耐震改修で、基本方針に沿って行うものをいう。以下同じ。）が実施済であるもの又は補助金の実績報告時まで耐震改修が実施済となるもの
 - 八 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。以下同じ。）外に存する住宅又は土砂災害警戒特別区域内に存する住宅で次のイ若しくはロに該当するものであること。
 - イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第80条の3の規定に適合しているもの
 - ロ 補助金の交付申請時に土砂災害対策改修（土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない住宅を政令第80条の3の規定に適合させる改修を

いう。以下同じ。)が実施済であるもの又は補助金の実績報告時までに土砂災害対策改修が実施済となるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、500,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、山口県外に居住する者が前条第1項第1号又は第2号の住宅の新築等を行う場合、補助金の額は、1,000,000円とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 前項の申請書は、住宅の新築等に係る契約を締結した日から30日以内に提出しなければならない。

(決定の通知)

第7条 規則第5条の決定の通知は、別記第2号様式により行う。

(事業内容の変更等の申請)

第8条 規則第8条第1項の申請書は、別記第3号様式によらなければならない。

(変更等の承認)

第9条 規則第8条第1項の承認は、別記第4号様式により行う。

(実績報告)

第10条 規則第11条の実績報告書は、別記第5号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、山口県内において新たに三世代同居・近居を始めた日から1箇月を経過した日又は補助金の交付を受けようとする年度の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(額の確定の通知)

第11条 規則第12条の補助金の額の確定の通知は、別記第6号様式により行う。

(交付の請求)

第12条 規則第12条により補助金の額の確定を通知された補助事業者は、補助金支払請求書(別記第7号様式)を知事に提出するものとする。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条の補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第 14 条 補助事業者は、規則第 18 条の規定に基づき、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記第 8 号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。